

令和 5年 6月 7日

福井県知事 杉本 達治 殿



鯖江市中野町33-20-1

(医) 東山会 理事長 斎藤道子

決算届出書

令和4年度の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

(添付書類)

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事監査報告書
6. 社員総会議事録
7. 関係事業社との取引の状況に関する報告書

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 東山会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 福井県鯖江市中野町第33号20番地の1

(3) 設立認可年月日 平成1年6月1日

(4) 設立登記年月日 平成1年7月21日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	齋藤 道夫	
理 事	上田 隆夫	介護老人保健施設鯖江ケアセンターみどり荘管理者
同	齋藤 暎子	
同	齋藤 みどり	
同	吉村 祥二	
同	八田 盛志	
監 事	吉田 修二郎	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	齋藤病院	福井県鯖江市中野町6字登立 1番1	一般病床 50床 (一般16床 包括34床) 療養病床 40床 (医療保険 40床)

介護老人 保健施設	鯖江ケアセンター みどり荘	福井県鯖江市中野町33字20 番地の1	入所定員 160名 通所定員 60名
--------------	------------------	------------------------	-----------------------

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
鯖江在宅介護支援センターみどり荘	鯖江ケアセンターみどり荘内	H28年3月廃止
みどり荘訪問看護ステーション	斎藤病院内	R5年4月より移転
みどり荘ヘルパーステーション	鯖江ケアセンターみどり荘内	H28年3月休止
みどり荘居宅介護支援センター	鯖江ケアセンターみどり荘内	
鯖江東地区包括支援サブセンター	鯖江ケアセンターみどり荘内	
憩の里デイサービスセンター	福井県鯖江市中野町12字18番1	
病児デイケアわらべ	福井県鯖江市中野町12字18番1	
斎藤病院居宅介護支援センター	斎藤病院内	H30年5月廃止

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月3日 令和3年度決算の決定

令和5年3月29日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定 及び みどり荘訪問看護ステーションを斎藤病院内に移転する件について

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(4) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(6) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 東山会

※医療法人整理番号

所在地 福井県鯖江市中野町第 33 号 20 番地の 1

財 産 目 録

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	2,166,769 千円
2. 負 債 額	1,466,616 千円
3. 純 資 産 額	700,153 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	727,273
B 固 定 資 産	1,439,496
C 資 産 合 計 (A+B)	2,166,769
D 負 債 合 計	1,466,616
E 純 資 産 (C-D)	700,153

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人 東山会
所在地 福井県鯖江市中野町第 33 号 20 番地の 1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	727,273	I 流動負債	60,792
現金及び預金	419,702	買掛金	18,529
事業未収金	298,862	未払費用	24,055
たな卸資産	7,831	預り金	17,135
前払費用	439	未払法人税等	164
その他の流動資産金	439	未払消費税等	909
II 固定資産	1,439,496	II 固定負債	1,405,824
1 有形固定資産	1,366,486	長期借入金	1,346,142
建物	893,777	リース未払金	16,906
構築物	31,047	長期未払金	42,776
医療用器械備品	77,954	負債合計	1,466,616
什器機器備品	101,847	純資産の部	
車両及び船舶	19,034	科 目	金 額
リース資産	51,714	I 積立金	700,153
土地	189,180	設立等積立金	675,428
その他の有形固定資産	1,933	繰越利益積立金	24,725
2 無形固定資産	54,940		
借地権	4,150		
加入権	764		
ソフトウェア	40,570		
リース資産	9,456		
3 その他の資産	18,070		
投資有価証券	3,270		
長期前払金	14,800		
		純資産合計	700,153
資産合計	2,166,769	負債・純資産合計	2,166,769

様式 4 - 1

法人名 医療法人 東山会

※医療法人整理番号

所在地 福井県鯖江市中野町 33 号 20 番地の 1

損 益 計 算 書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,761,098
2 事業費用		
(1) 事業費		1,851,881
(2) 本部費		
本来業務事業損失		90,783
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		142,479
2 事業費用		117,340
附帯業務事業利益		25,139
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業収益		
事業損失		65,644
II 事業外収益		
受取利息	5	
その他の事業外収益	75,871	75,876
III 事業外費用		
支払利息		6,556
経常利益		3,676
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産除却損・取壊損		873
その他の特別損失		0
税引前当期純利益		2,803
法人税・住民税及び事業税		164
法人税等調整額		0
当期純利益		2,639

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 東山会 殿

私は、医療法人東山会の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の会計業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月1日

医療法人 東山会

監事 吉田修二郎



法人名 医療法人 東山会
 所在地 船江市中野町33-20-1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)